

樹木害虫防除作業委託 特記仕様書

第1章 一般共通事項

1. 適用範囲

- 1) この特記仕様書は、枚方市が発注する樹木害虫防除作業委託に適用するものとする。
- 2) 業務の実施については、大阪府都市整備部監修の最新版土木請負必携、本仕様書等によるものとする。
- 3) 業務の実施にあたっては、実施工程表を提出し市監督員と協議の上実施すること。
- 4) 本業務について受注者は、本仕様書並びに作業注意事項を確認し、業務責任者並びに主任技術者は技術の向上をはかり安全作業を遂行すること。
また、業務責任者並びに主任技術者に関しては、作業員の健康状態を常に把握し作業に従事させるとともに、事故・ケガ等がないよう配慮すること。

2. 法令等の遵守

業務の実施にあたり、受注者は建設業法・道路交通法・都市公園法・騒音規制法・労働基準法・職業安定法・労働災害補償保険法・その他関係法規及び発注者の条例、規定等業務実施に関する諸法令規則を順守すること。

- 業務車両については自動車 NOx・PM 法(車種規制)等規制条件を満たしておくものに限る。

なお、本作業受注者であることを明確にするため、社名入り車両等にて確認できるようにすること。

3. 疑義

特記仕様書及び設計図書等に疑義のある場合もしくは業務上必要な事項で記載のないものについては、別途協議の上定めるものとする。

4. 苦情・要望等の処理

業務の実施にあたり、関係官公署及び地元代表・周辺住民等との協議の必要がある場合は、速やかに市監督員に報告し協議を行うこと。

また、苦情・要望等を受けたときも同様に市監督員に報告し協議をおこなうこと。

5. 安全管理

- 1) 業務区域内外の安全管理については、作業区域周辺に利用者が立ち入り、事故等が起きることのないよう十分に現場を把握し、良好な現場管理を行うこと。
- 2) 路上作業では危険防止のため、交通誘導員・カラーコーン等を設け安全管理を行い作業すること。
- 3) 路上作業では、危険防止のため交通誘導員を作業箇所前後に1名ずつ(合計 2 名)配置するものとする。
なお、各公園についてはこの限りではない。
- 4) 現場作業員は安全(防護衣・防護具等の使用)重視し作業すること。
なお、移動車両(乗車)からの乗車散布は全面的に禁止する。
- 5) 散布作業中に各施設・隣接家屋・車両・通行人に被害を及ぼすことが無いように養生を行い、十分注意して作業を行うこと。

6. 提出書類

- 1) 提出書類については、提出書類一覧表(枚方市ホームページ参照)をもとに作成し、期日内に提出すること。
- 2) その他提出書類については、監督員指定の様式にて作成するものとする。

7. 写真管理

- 1) 業務写真は、原則として一箇所当り(作業中 三枚で一对)を作業範囲にもよるが、概ね2～5対程度撮影するものとし、数日間におたる作業については作業中の写真を毎日撮影するものとし作業完了後速やかに提出すること。
また、作業車両を含める写真については受注者の社名が確認できるよう撮影すること。
- 2) 黒板は、委託名等・箇所名・月日・作業内容・作業(中・薬剤調合・空袋)を明記すること。
- 3) 業務写真には、作業風景及び各路線・路上にて交通誘導員を配置するとともに、必ず配置人員全員が写るよう明確に撮影すること。
- 4) 作業中写真は三枚一对とするが、薬剤調合・調合後の空袋も作業毎に撮影するものとする。
また、1工程に使用する薬剤及び薬量を明記した材料検収の写真を提出するものとする。
- 5) 再散布作業の写真も1)～4)と同等とする。
ただし、再散布と工事黒板に明記すること。
- 6) 電子黒板(アプリ)を使用しての写真管理は不可とする。

8. 工期終了に伴う検査(検査員)

- 1) 完了検査
完了検査は、工期末日までに整備された書類を提出し、その書類を以って検査員が本業務の検査をするものとする。

9. 契約金支払いについて

- 1) 完了払い
本業務にかかる契約金の支払いは、検査完了後に完了払い金請求書をもって支払いとする。

第2章 業務関係

1. 一般共通事項

業務の実施は、第1章・1に基づき行うこと。

2. 委託作業

- 1) 本作業は、市監督員が協議した樹木の害虫防除作業をするものとする。
- 2) 薬剤の使用に関しては、平成25年4月26日付け農林水産省通知「住宅地等における農薬使用について」を厳守し、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカーで定められている使用安全基準・使用方法を遵守すること。
- 3) 薬剤の使用については、セルコートとし、使用方法、散布量、濃度及び使用機器については市監督員の承諾を得るとともにメーカーで定められている使用安全基準・使用方法を遵守すること。
また、その他の薬剤を使用する場合は、本市監督員の承諾を得ること。
- 4) 散布時には、天候、風向き等に十分注意し、他に影響のないように作業し、万一損害を与えた場合には、受注者の責任において処理すること。
- 5) 交通量、利用者の多い場所は市監督員と協議の上、交通量、利用者の比較的少ない早朝等の時間帯を選び散布するものとする。
- 6) 民家に隣接する場所については、散布前に必ず住民に連絡するものとし、その方法は市監督員と協議すること。

第3章 その他

1. その他

- 1) 受注者は、着手日・完了日・休日等重要事項は、必ず市監督員に連絡すること。
- 2) 安全対策、住民対策等については受注者で行うこと。
- 3) 労務単価については、令和2年度公共工事設計労務単価を計上しております。

- 4) 本市は、第2次枚方市環境基本計画のめざすべき環境像「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方」の実現に向けて、市民・事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めるため平成27年10月1日「枚方市環境方針」を策定した。
業務に関しては、別紙「環境方針」を参考に十分環境に配慮され執行されたい。

枚方市環境方針

< 基本理念 >

枚方市は大阪と京都の中間に位置し、東部に生駒山地から男山丘陵に伸びる森林等が広がり、西部は古くからの交通の要衝として、人と自然がかかわる長い歴史の中で豊かな自然と文化を育んできました。

私たちの日常生活や経済活動は、こうした身近な環境だけでなく、地球温暖化をはじめとする地球環境にも大きな影響を及ぼしており、可能な限り環境負荷を低減し、持続可能な社会を実現することが重要な課題となっています。

本市は、多くの先人たちによって築き上げ、守られてきた恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐために、第2次枚方市環境基本計画のめざすべき環境像「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方」の実現に向けて、市民・事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていきます。

< 基本方針 >

1. 本市独自の環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の継続的な低減を図ります。
2. 第2次枚方市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。
3. 事業活動のあらゆる面において、環境に配慮を行い、すべての組織で率先した環境保全の取り組みを追求していきます。
4. 環境に関連する法令や協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
5. 職員の環境意識を高め、自ら考え、環境に配慮した行動が実践できるように研修を実施します。
6. 環境方針は、すべての職員に周知するとともに、市民等に公表します。

平成27年10月1日

枚方市長 伏見 隆